

第 31 号議案

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 19 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第 15 条 第 11 条及び第 12 条の規定に基づき基準省令第 39 条第 2 項（基準省令第 39 条の 3 において準用する場合を含む。），<u>第 53 条の 3 第</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第 15 条 第 11 条及び第 12 条の規定に基づき基準省令第 39 条第 2 項（基準省令第 39 条の 3 において準用する場合を含む。），<u>第 53 条の 2 第</u></p>

<p><u>2項</u>, 第73条の2第2項, 第82条の2第2項, 第90条の2第2項, <u>第104条の4第2項</u>（第105条の3において準用する場合を含む。）, 第118条の2第2項, 第139条の2第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）, 第154条の2第2項, 第191条の3第2項, 第192条の11第2項, 第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては, これらの規定中「2年間」とあるのは, 「5年間」とする。</p>	<p><u>2項</u>, 第73条の2第2項, 第82条の2第2項, 第90条の2第2項, <u>第104条の3第2項</u>（第105条の3において準用する場合を含む。）, 第118条の2第2項, 第139条の2第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）, 第154条の2第2項, 第191条の3第2項, 第192条の11第2項, 第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては, これらの規定中「2年間」とあるのは, 「5年間」とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。